

令和 4 年 6 月 15 日  
水 産 庁

## 食料安定供給特別会計漁業共済保険勘定による 民間借入の実施について

令和 4 年 9 月、特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、食料安定供給特別会計漁業共済保険勘定の負担による民間借入を行います。具体的な借入の概要は以下のとおりです。

### 1. 借入先の選定方法

- ・財務省が行う競争入札により借入先を選定します。（借入利率を競争入札に付し、これにより借入を行います。）

### 2. 借入金の使途

- ・食料安定供給特別会計漁業共済保険勘定における漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金の財源に充当します。

### 3. 借入条件・時期・償還財源

- ・借入期間は 5 年間です。
- ・借入は令和 4 年 9 月に実施予定です。
- ・償還財源は、食料安定供給特別会計漁業共済保険勘定における漁業共済保険事業の保険料収入をもって賄うこととします。

### 4. 借入額

- ・借入額は 1 1 7 億円とする予定です。
- ・令和 4 年度食料安定供給特別会計漁業共済保険勘定の歳入予算に計上しています。

## （参考）漁業共済制度の概要

### 1. 目的

漁業共済制度は、漁獲金額が不漁等により減少した場合など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的としています。

## 2. 仕組み

漁業共済制度では制度の安定化を図るため、都道府県段階の漁業共済組合が漁業者から共済契約を引き受け、全国漁業共済組合連合会が再共済事業を実施することにより全国的な危険分散を図っています。

さらに異常災害による巨額の損失に対応するため、食料安定供給特別会計漁業共済保険勘定において、全国漁業共済組合連合会が再共済事業により各漁業共済組合から徴収した再共済掛金の一部を保険料として徴収し、全国漁業共済組合連合会が各漁業共済組合に支払う再共済金の合計額が一定水準を超えた場合に保険金を支払う漁業共済保険事業を実施しています。

## 3. 食料安定供給特別会計漁業共済保険勘定の令和4年度歳入歳出予算の概要別紙のとおり

具体的な手続方法（入札実施方法）等については、直接、財務省におたずねください。

（財務省問合せ先）

財務省理財局国債業務課 借入金係

TEL : 03-3581-4111 内線 5931

財務省ホームページ

<https://www.mof.go.jp/jgbs/topics/borrowings/index.htm>

なお、本件についてのお問合せは、以下までお願いいたします。

水産庁漁政部漁業保険管理官

TEL : 03-6744-2358

FAX : 03-3502-0827

(別紙)

食料安定供給特別会計漁業共済保険勘定の令和4年度歳入歳出予算の概要

	令和4年度予算額 (前年度予算額)
(1) 歳入予算	【244億円 (140億円)】
○ 共済掛金国庫補助金財源受入	【105億円 (103億円)】
(うち 漁業共済保険料見合	【50億円 (47億円)】
(説明)	
漁業災害補償法に基づく共済掛金国庫補助金の財源に充てるための 一般会計からの受入見込額	
○ 前年度繰越資金受入	【22億円 (36億円)】
(説明)	
前年度に引き受けた保険についての未経過保険料相当額等の見込額	
○ 借入金	【117億円 (0億円)】
(説明)	
特別会計に関する法律に基づく漁業共済保険事業の保険金及び保険 料の還付金の財源に充てるための民間からの借入見込額	
(2) 歳出予算	【242億円 (105億円)】
○ 保険金	【174億円 (47億円)】
(説明)	
漁業災害補償法に基づく保険金の支払	
○ 漁業共済組合連合会交付金	【54億円 (55億円)】
(説明)	
漁業災害補償法に基づく共済掛金国庫補助金の全国漁業共済組合連 合会に対する交付金の交付	
○ 国債整理基金特別会計へ繰入	【12億円 (0億円)】
(説明)	
借入金の償還及び利子の支払財源に充てるための国債整理基金特別 会計への繰入れ	